

幸区地域福祉計画推進会議公募委員選考委員会要領

(設置)

第1条 幸区地域福祉計画推進会議の公募による委員の選考を行うため、幸区役所に幸区地域福祉計画推進会議公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 所長
- (4) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 副所長
- (5) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域ケア推進課長
- (6) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課長
- (7) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長
- (8) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 高齢・障害課長

(委員長)

第3条 委員のうち1人を委員長とし、区長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 所長がその職務を行う。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域ケア推進課において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。